

## 有料職業紹介に関する基本契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と株式会社クラブワークス（以下「乙」という）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下の通り基本契約を締結する。

### 第1条 【目的】

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の紹介を依頼、乙は求職者を甲に紹介するものとする。

### 第2条 【紹介手数料】

- 紹介手数料とは、乙が職業紹介業務を遂行し、斡旋を成功させたことに対する成功報酬をいうものとする。なお、甲は、本手数料に所定の消費税を別途加算した金額を支払うものとする。
- 乙が甲から受領する紹介手数料は、甲が乙の紹介する求職者の職種によって異なり、以下の割合・金額とする。
  - 歯科医師の場合、採用決定時の理論年収の 20%（消費税別）、非常勤：15%（消費税別）
  - 歯科衛生士の場合、正社員：一律 50 万円（消費税別）、非常勤：一律 25 万円（消費税別）
  - 歯科助手・受付その他の場合、正社員：40 万円（消費税別）、非常勤：20 万円（消費税別）
- 前項の理論年収には、甲が求職者に提示した月額給与の 12 カ月分と甲の前年の実績によって算出した想定賞与等の他、甲が雇用する者に対して通常支払う交通費以外の一切の諸手当や報奨金及び一時金を含むものとする。
- 給与が時給又は日給で支払われる雇業金の採用決定者の年間給与総額は、1 年間で 52 週として算定するものとする。
- 乙が甲に対して紹介した人材を、甲が乙の合意、または介添えなしに独自に採用を決定して入社せしめた場合には、第 1 条の活動範囲とみなし本契約に該当するものとして、紹介手数料として請求するものとする。
- 乙が甲より書面にて採用通知を受けた後、甲の都合により、採用決定者が入社にいらなかった場合は、甲が乙に対し、紹介手数料と同額の金額を乙に支払わなければならない。
- 甲は、乙が発行する請求書に定める期日（採用決定者の入職日の月末で締めて、その翌月第 5 営業日）までに、第 2 項に基づく紹介手数料を乙の指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。
- 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払い期日の翌日から支払い完了日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年 14%の割合で計算した額を延滞利息として請求することができる。

### 第3条 【採用決定者の退職】

- 採用決定者が自己都合による退職または明らかな当人の責めに帰すべき理由により解雇された場合、乙は甲の請求により、採用決定書の退職等が入所日から以下期間内の場合は、それぞれの機関に応じた割合で紹介手数料を返金する。ただし、その名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退職等が、実際には甲の採用決定者に対する処遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または、甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合には適用しないものとする。
  - 入職日より 1 カ月未満 紹介手数料の 40%（消費税込）
- 甲は乙に対し、採用決定者の退職日から 1 カ月以内に退職の事実を通知するものとする。甲が期限までに通知しない場合、甲は紹介手数料の返金請求権は消滅するものとする。
- 乙は、前項の通知を受けた月の月末で締めて、その翌々月第 5 営業日までに、甲が指定した銀行口座に振り込む方法により紹介手数料を返金するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

### 第4条 【求職者の就業辞退】

乙は紹介による雇用契約の成立を保証するものでなく、紹介した人材が入職辞退した場合でも、乙は甲に対し一切の責任、補償は追わないものとする。

第5条 【守秘義務】

甲および乙は、本業務の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介して人材（採用にいたらなかったものを含む）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとし、相互に守秘義務を負うものとする。

第6条 【反社会的勢力】

1. 甲及び乙は、本契約時において、契約当事者とその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係会社、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相手方が前項の表明及び確約に反すると合理的に判断した時は、何らかの催告を要せずして、本契約を直ちに解除することができるものとする。

第7条 【有効期限】

本契約の有効期限は契約締結の日から1年間とする。ただし、本契約期間が満了する1ヵ月前までに甲乙いずれかにより契約終了の意思表示がなされない場合は、引き続き1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第8条 【協議事項】

この契約の各項に疑義が生じた事項及び本契約書に定めのない事項については、信義則及び関係法令に基づき、甲乙協議し円滑な解決を図る者とする。

第9条 【裁判管轄】

本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて札幌地方裁判所又札幌京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

住 所

会社名

代表者

Ⓢ

(乙)

住 所 北海道札幌市中央区大通西十丁目4番地7-1803

会社名 株式会社クラブワークス

代表者 代表取締役 福村 英治

Ⓢ

(厚生労働大臣認可：01-ユ-300417)